資料8－2

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

市名	回答	
	（４） （（２）で非課税とした場合） 今後の取扱いについての見解	（５） 担当の連絡先
名古屋市	名古屋国税局と必要な調整をはかり、障害者基幹相談支援センターの委託料の消費税の取扱いについての整理を行う。	名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 電話　　052-972-2558 メール　a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
豊橋市	本市では、障害者総合支援法第77条の地域生活支援事業における委託契約においても、非課税として取り扱っている事例があり、影響が非常に大きいと考えています。 報道によると、障害者相談支援事業の委託における消費税の取り扱いは全国でもばらばら、愛知県内では80%以上の自治体が非課税と判断していたとのことから、国または県から発出されるであろう文書や他市の動向を注視しながら、判断していきたいと考えています。 なお、消費税法基本通達6-7-10により、市町村が介護保険法による地域包括支援センターを委託する際は非課税とされていますので、障害者総合支援法における基幹相談支援センターや障害者相談支援事業においても、同様に非課税とされるべき内容ではないかとも考えています。	豊橋市役所　障害福祉課　土屋 電話：0532-51-2329 メール：shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp
岡崎市	関連する事業等に関する国の方針及び他自治体の対応等を見極めた上で判断したいと考えている。	岡崎市福祉部障がい福祉課施策係 電話 0564-23-6163 メール shogai@city.okazaki.lg.jp
一宮市		福祉総務課福祉総合相談室　担当渡部 TEL 0586-28-9145 fukushi-soudan@city.ichinomiya.lg.jp
瀬戸市		0561-88-2612　福祉係　大﨑
半田市	議題提出市	議題提出市
春日井市	これまでは、税務署が非課税の取扱いをしていた旨の情報があり、課年度分も含め、必要に応じて市も委託法人とともに、税務署との協議を行う	春日井市障がい福祉課　林 政男 0568-85-6213(直通) shogaifk@city.kasugai.lg.jp
豊川市	上級機関からの通達（指示）を待つ。	障害福祉課　障害福祉係　係長　松田佳久 0533-89-2159 shougaifukushi@city.toyokawa.lg.jp
津島市		津島市福祉課福祉グループ　電話 0567-24-1115 メール fukusi@city.tsushima.lg.jp
碧南市	愛知県より国から見解が出されると伺ったので、その通知の内容により対応を検討する。	碧南市福祉課　社会福祉係（担当：山本） 電　話　０５６６－９５－９８８４ ＦＡＸ　０５６６－４８－２９４０ Email　fukusika@city.hekinan.lg.jp
刈谷市		刈谷市福祉総務課障害企画係 電話0566－62－1208 メールfukusou@city.kariya.lg.jp
豊田市	R6から課税事業として契約する。 H30分から消費税相当分額を事業者に支払う予定。	福祉部障がい福祉課　畠中（0565-34-6751）
安城市	国からの指示に従います。	障害福祉課障害給付係 電話　：０５６６－７１－２２５９ メール：shofuku@city.anjo.lg.jp
西尾市	国による取扱いに関する周知を待って対応する。	西尾市福祉課　自立支援担当 0563-65-2115 fukushi@city.nishio.lg.jp
蒲郡市	検討中	蒲郡市福祉課　障害福祉係 電話　0533-66-1106 メール　shogai@city.gamagori.lg.jp
犬山市	H30年度からの消費税申告にかかる再計算を委託先に依頼しており、近隣市町の対応を参考に今後の方針を検討しています。	福祉課障害者担当　0568-44-0321
常滑市	検討中。（愛知県からの連絡待ち）	常滑市福祉課　障がいチーム 電話　０５６９－３４－７７４４ メール　fukushi@city.tokoname.lg.jp
江南市	厚生労働省並びに国税庁からの通知等に基づき、適切に対処する予定です。	江南市役所福祉課　地域福祉推進グループ　安藤 0587-54-1111（248）
小牧市	現在、対応を検討中です。	小牧市障がい福祉課 電　　話　0568-76-1127 メ ー ル　shougaifukushi@city.komaki.lg.jp
稲沢市	検討中	稲沢市　福祉課　障害福祉グループ　伊藤 TEL：0587-32-1281　FAX：0587-32-1219 fukushi@city.inazawa.lg.jp

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

市名	回答	
	（４） （（２）で非課税とした場合） 今後の取扱いについての見解	（５） 担当の連絡先
新　城　市	税務署で説明を受けた内容を事業者へ伝え、まずは申告の有無などを確認依頼。 厚生労働省、総務省等からの指示・通知等により必要があれば変更契約などの対応をする。（課税非課税の明記）また、全国的な動きに合わせた対応とする。	新城市福祉課　0536-23-7624
東　海　市	これまで非課税として取り扱ってきたが、新聞報道を受け、改めて関係法令を確認した結果、課税と判断し、市内の２法人に対し、修正申告を行っていただき、修正申告に伴い発生する費用（消費税、延滞税）を市が負担することとなったもの。	社会福祉課　052-603-2211
大　府　市	委託先の社会福祉協議会が消費税の課税事業として修正申告を行う準備を進めるとともに、合わせて、追加で必要となる消費税額及び延滞税の算定を進めています。	大府市高齢障がい支援課　障がい福祉係 電話：0562-85-3558 メール：kourei-shougai@city.obu.lg.jp
知　多　市	７月５日の中日新聞掲載の鈴木財務相の会見において「消費税の対象事業」と明言されたため、課税事業としての取扱いに修正いたします。	知多市福祉課　社会福祉・障がい者支援チーム 電　話　0562-36-2650 メール　fukushi@city.chita.lg.jp
知　立　市	令和５年度分に関しては課税として取り扱う予定であるが、それ以前に関しては受託事業者と協議検討中である。	知立市福祉課障がい福祉係　0566-95-0118
尾 張 旭 市		尾張旭市福祉課障がい福祉係 0561-76-8142 fukusi@city.owariasahi.lg.jp
高　浜　市		高浜市介護障がいグループ　障がい担当 電話　0566－52－9871 メール　kaigo@city.takahama.lg.jp
岩　倉　市		岩倉市福祉課障がい福祉グループ 電話：0587-38-5809 メール：fukushi@city.iwakura.lg.jp
豊　明　市	国からの通知があり次第、必要な修正申告を委託先へ依頼する。 修正による納税額が確定次第、市の補正予算にて対応する予定です。	豊明市地域福祉課 障がい福祉係 0562-92-1119 chifuku@city.toyoake.lg.jp
日　進　市		子育て支援課課療育支援係 電　　話　0561-73-4182 メ ー ル　kosodateshien@city.nisshin.lg.jp
田　原　市	社会福祉法や消費税法における減免の趣旨からすると、事業者に対し業務として委託しているため、減免の趣旨に合わず課税業務ではないかと認識しています。委託事業者に対する対応策については、検討中です。	田原市地域福祉課障害福祉係　電話0531-23-3697 メールfukushi@city.tahara.aichi.jp
愛　西　市		愛西市保険福祉部社会福祉課　障害福祉グループ TEL　0567-55-7115 メール　syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp
清　須　市	委託先である社会福祉協議会より税務署へ申告し、必要であれば、必要年数を遡及しその消費税分を納める必要がある。	清須市　社会福祉課障害福祉係　石黒 電話：052－400－2911 メール：shakaifukushi@city.kiyosu.lg.jp
北名古屋市	令和５年７月５日の中日新聞で報道されたとおり、国税庁と厚生労働省から発出される通知に沿って対応したいと考えています。	北名古屋市福祉部社会福祉課　障害担当
弥　富　市		福祉課障害福祉グループ 0567-65-1111　内線162・163
み よ し 市		みよし市福祉課　０５６１－３２－８０１０
あ　ま　市		障がい福祉課　052-485-5980
長 久 手 市	国等の通知を待って対応	福祉課　障がい福祉係　担当加藤 電話：0561-56-0614（直通）